

2019年度 概算要求主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

○ 事項別表	1
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）	7
◆義務教育費国庫負担金	
◆専門スタッフ・外部人材の拡充	
◆学校現場における業務の適正化	
2. 教育課程の充実	19
3. 情報教育・外国語教育の充実	22
4. 道徳教育の充実	34
5. いじめ・不登校対応等の推進	36
6. 子供の体験活動の推進	46
7. 幼児教育の振興	48
8. キャリア教育・職業教育の充実	58
9. 学校健康教育の推進	63
10. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	66
11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	71
12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	77
13. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	85
14. 高校生等への修学支援	87
15. Society5.0に向けた人材育成	90
16. 義務教育教科書の無償給与	96

参考：2019年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係分】

2019年度概算要求額事項別表

(初等中等教育局)

事 項	前 年 度 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築(チームとしての学校運営体制の推進)	1,535,373,874	1,534,809,798	△ 564,076	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料1 参照</div> (1,522,781,000) 1. 義務教育費国庫負担金 1,519,966,000 (12,177,578) 2. 専門スタッフ・外部人材の拡充 14,411,811 (4,568,912) (1)スクールカウンセラーの配置拡充【後掲】 4,872,680 (1,483,581) (2)スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】 1,977,892 (9,819) (3)いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【後掲】 9,819 (4,775,674) (4)補習等のための指導員等派遣事業 6,070,954 (3,071,674) ①学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,071,674 (1,200,000) ②スクール・サポート・スタッフの配置 1,697,280 (504,000) ③中学校における部活動指導員の配置 1,302,000 (1,339,592) (5)特別支援教育専門家の配置【後掲】 1,480,466 (415,296) 3. 学校現場における業務の適正化 431,987 (103,959) (1)学校現場における業務改善加速事業 120,650 (311,337) (2)統合型校務支援システム導入実証研究事業【後掲】 311,337
	(参考)復興特別会計 1,883,000	1,767,000	△ 116,000	義務教育費国庫負担金

事 項	前 年 度 額 予 算 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
2. 教育課程の充実	2,461,152	2,910,822	449,670	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料2 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (258,045) 1. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 202,596 (0) 2. 基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実【新規】 30,000 (69,351) 3. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 84,351 (1,890,672) 4. 理数教育の充実のための総合的な支援等 2,291,440 (112,912) 5. 現代的課題に対応した教育の充実等 130,058 (103,872) 6. 特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】 146,077 (26,300) 7. 幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】 26,300
3. 情報教育・外国語教育の充実	2,246,807	3,808,249	1,561,442	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料3 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (108,367) 1. 次世代の教育情報化推進事業 128,366 (19,679) 2. 情報モラル教育推進事業 63,000 (51,881) 3. 遠隔教育システム導入実証研究事業 51,881 (311,337) 4. 統合型校務支援システム導入実証研究事業【再掲】 311,337 (119,123) 5. 次世代学校支援モデル構築事業 119,123 (29,395) 6. ICTを活用した教育推進自治体応援事業 78,000 (13,212) 7. 教育用コンテンツ奨励事業 13,212 (0) 8. 学校における未来型教育テクノロジーの効果的な活用に向けた開発・実証研究事業【新規】【後掲】 700,000 (0) 9. 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究【新規】【後掲】 50,000 (14,077) 10. デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究 35,618 (736,701) 11. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 1,184,574 (843,035) 12. スーパーグローバルハイスクール 505,864 (0) 13. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業【新規】【後掲】 167,171 (0) 14. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【新規】【後掲】 400,103

事 項	前 年 度 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
4. 道徳教育の充実	3,523,934	4,217,934	694,000	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料4 参照</div> (3,523,934) 1. 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,217,934
5. いじめ・不登校対応等の推進	6,396,523	7,523,884	1,127,361	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料5 参照</div> (6,360,446) 1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,457,648 (6,144,316) (1)外部専門家を活用した教育相談体制の 整備・関係機関との連携強化等【再掲】 7,239,518 (190,382) (2)いじめ対策・不登校支援等推進事業 190,382 (25,748) (3)有識者会議等開催経費等 27,748 (36,077) 2. 夜間中学における就学機会の提供推進 66,236
	(参考)復興特別会計			
	2,450,227	2,391,982	△ 58,245	緊急スクールカウンセラー等活用事業
6. 子供の体験活動の推進	101,130	152,035	50,905	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料6 参照</div> (98,600) 1. 健全育成のための体験活動推進事業 149,505 【総合教育政策局に計上】 (2,530) 2. 学校教育における長期宿泊体験活動の導入 2,530 促進に関する調査研究

事 項	前 年 度 額 予 算 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
7. 幼児教育の振興	34,167,280	54,106,536	19,939,256	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料7 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (30,024,236) 1. 幼児教育無償化の実施 (幼稚園就園奨励費補助等) 30,024,236 (279,197) 2. 幼児教育の質の向上 482,300 (0) (1) 幼児教育実践の質向上総合プラン 445,000 (0) ① 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 200,000 (0) ② 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 30,000 (0) ③ 幼稚園の人材確保支援事業 85,000 (0) ④ 幼児教育の質向上のための評価実施支援 50,000 (0) ⑤ 先端技術を活用した幼児教育分野の実証 50,000 (0) ⑥ 幼児教育の教育課題に対応した指導方法 30,000 (26,300) (2) 幼稚園教育課程の理解の推進 26,300 (7,024) (3) ECEC Network事業の参加 11,000 (245,873) 前年度限りの経費 0 (3,863,847) 3. 幼児教育の環境整備の充実 23,600,000 (3,348,000) (1) 認定こども園等への財政支援 21,100,000 (515,847) (2) 私立幼稚園の施設整備の充実 2,500,000
8. キャリア教育・職業教育の充実	184,268	537,941	353,673	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料8 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (27,046) 1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 24,351 (8,405) 2. 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業 16,810 〔総合教育政策局に計上〕 (148,817) 3. スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 96,677 (0) 4. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 400,103 【新規】【再掲】
9. 学校健康教育の推進	223,421	235,062	11,641	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料9 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (99,030) 1. 学校保健推進事業 103,931 (がん教育総合支援事業等) (124,391) 3. 学校給食・食育総合推進事業 131,131 (つながる食育推進事業等)

事 項	前 年 度 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
10. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	2,421,431	2,425,311	3,880	説明資料10 参照 (34,739) 1. 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業 39,494 (2,312,769) 2. へき地児童生徒援助費等補助金 2,312,769 (73,923) 3. 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業 73,048
11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	2,398,318	2,777,069	378,751	説明資料11 参照 (1,599,954) 1. 切れ目ない支援体制整備充実事業【再掲】 1,910,249 (59,211) 2. 学校における医療的ケア実施体制構築事業 61,383 (280,328) 3. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 232,604 (0) 4. 学校と福祉機関の連携支援事業【新規】 10,827 (49,993) 5. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 51,836 (103,872) 6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【再掲】 146,077 (86,405) 7. 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 68,941 (145,530) 8. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 219,063 (73,025) 9. 特別支援教育充実事業等 76,089
12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	2,204,580	2,729,597	525,017	説明資料12 参照 (1,483,581) 1. スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】 1,977,892 (73,923) 2. 高校生等の就職・就学支援等 73,048 (647,076) 3. 要保護児童生徒援助費補助 678,657 (参考) (273,817) 被災児童生徒就学支援等事業 (大規模災害等対応分) 630,185 被災児童生徒就学支援等事業
	(参考)復興特別会計			
	5,216,670	4,431,021	△ 785,649	
13. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	1,193,610	1,193,610	0	説明資料13 参照

事 項	前 年 度 額 予 算 額	2019年度 要求・要望額	比 較 増 減 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
14. 高校生等への修学支援	384,113,814	385,663,391	1,549,577	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料14 参照</div> (367,811,996) 1. 高等学校等就学支援金交付金 368,601,189 (3,007,551) 2. 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,476,340 (15,000) 3. 公立高等学校授業料不徴収交付金 13,425 (13,279,267) 4. 高校生等奨学給付金 14,572,437
15. Society5.0に向けた人材育成	0	1,317,274	1,317,274	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料15 参照</div> (0) 1. 学校における未来型教育テクノロジーの 効果的な活用に向けた開発・実証研究事業 【新規】【再掲】 700,000 (0) 2. 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究 【新規】【再掲】 50,000 (0) 3. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 【新規】【再掲】 167,171 (0) 4. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業 【新規】【再掲】 400,103
16. 義務教育教科書の無償給与	43,249,000	44,836,000	1,587,000	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料16 参照</div> (43,249,000) 義務教育教科書購入費 44,836,000

1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

（前年度予算額 1,535,374百万円）
 2019年度要求・要望額 1,534,810百万円
 [参考：復興特別会計 1,767百万円]

1. 要 旨

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

2. 内 容

◆義務教育費国庫負担金 1,519,966百万円(1,522,781百万円)

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

- ・教職員定数の改善 +56億円 (+2,615人)
- ・基礎定数化に伴う当然増（通級による指導等） +5億円 (+246人)
- ・教職員定数の自然減 ▲62億円 (▲2,872人)
- ・教員給与の見直し +1億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲28億円

《教職員定数の改善》 +2,615人

1. 学校における働き方改革 +2,000人

○学校の指導体制の充実－教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－

- ①小学校専科指導の充実（小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実）（※）
 +1,000人

※専科指導教員の英語力に関する要件

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
 - ②2年以上の外国語指導助手(A L T)の経験者
 - ③C E F R * B 2相当以上の英語力を有する者
*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
 - ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- (注)②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

②中学校生徒指導体制の強化 + 500人

○学校の運営体制の強化

- ①学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制の強化（事務職員） + 400人
- ②主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 + 100人

2. 複雑化・困難化する教育課題への対応関連	+	1,115人【再掲を含む】
・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化	+	500人【再掲】
・貧困等に起因する学力課題の解消	+	500人
・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 (養護教諭、栄養教諭等)	+	40人
・統合校・小規模校への支援	+	75人

※上記の他、平成29(2017)年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連の定数増減。

(内訳)・通級による指導	+348人	・日本語指導	+68人
・初任者研修	+72人	・自然減等	▲242人
		計	+246人

《教員給与の見直し》

- ・管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）
- ・部活動手当の支給要件の見直し
(土日4時間程度を土日3時間程度に見直し)

(参考：復興特別会計)

震災に起因し厳しい教育環境下に置かれている児童生徒のための学習支援等のため784人の加配措置。

1,767百万円(1,883百万円)

《関連施策》

- ・教育政策に関する実証研究 28百万円(31百万円)

有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。

◆専門スタッフ・外部人材の拡充

○スクールカウンセラーの配置拡充【後掲】〔補助率1／3〕

4,873百万円（4,569百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラー配置の増（26,700校→27,500校（全公立小中学校へ配置））

【公立中学校：10,000校】

- ・通常配置（4,800校）に加え、小中連携型配置の拡充（3,600校→5,000校）による公立小中学校の相談体制の連携促進。
- ・生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制（200校）を実施。

【公立小学校：17,500校】

- ・通常配置（7,500校）に加え、小中連携型配置の拡充（7,200校→10,000校）による公立小中学校の相談体制の連携促進。

- ・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,500校）
 - ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置（250箇所）等
- ※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置

H31:27,500校（H30:26,700校）

（ニッポン一億総活躍プラン）

（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】〔補助率1／3〕

1,978百万円（1,484百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（7,500人→10,000人）
- ・高等学校のための配置（47人）
- ・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,500人）
- ・スーパーバイザー（47人）の配置 等

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置

H31:10,000人（H30:7,500人）

（ニッポン一億総活躍プラン）

（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【後掲】

10百万円（10百万円）

- ・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施（3地域）

○補習等のための指導員等派遣事業〔補助率 1 / 3〕

6,071百万円 (4,776百万円)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

(1) 学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,072百万円 (3,072百万円)

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教員に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

＜当該分野に知見のある人材（退職教職員や教員志望の大学生など）＞
(7,700人)

- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国 1 / 3，都道府県・指定都市 2 / 3

《具体例》

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・不登校・中途退学への対応、いじめへの対応
- ・キャリア教育支援、就職支援
- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・体験活動の実施への支援

(2) スクール・サポート・スタッフの配置 1,697百万円 (1,200百万円)

【教員サポート】(拡充) (3,000人→3,600人)

＜地域の人材（卒業生の保護者など）＞

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。

【副校長・教頭サポート】(新規) (400人)

＜地域の人材（元教職員、行政・企業事務経験者など）＞

副校長・教頭が学校のマネジメント等に注力できるよう、勤怠管理や調査報告、施設管理、電話・来客対応等の副校長・教頭の業務の一部を補助するサポートスタッフの配置を支援。

※教員の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国 1 / 3，都道府県・指定都市 2 / 3

(3) 中学校における部活動指導員の配置 1,302百万円(504百万円)
適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象※1に、中学校等における部活動指導員※2の配置を支援。
＜指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材＞
(4,500人→12,000人)

※1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※2 学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

※3 中学校等は、公立の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部

※4 スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象

・実施主体：学校設置者(主に市町村)

・負担割合：国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3

(指定都市にあつては国1/3, 指定都市2/3)

○特別支援教育専門家の配置(切れ目ない支援体制整備充実事業の内数)

[補助率1/3]【後掲】

1,480百万円(1,340百万円)

[補助事業者：都道府県、市区町村、学校法人]

- ・医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家の配置(2,148人)

《関連施策》

- ・いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ・学校司書養成講習会

◆学校現場における業務の適正化

○学校現場における業務改善加速事業 121百万円(104百万円)

教員の長時間勤務を見直すことで、教員自らが意欲と能力を最大限発揮できる環境を整備し、ひいては学校教育の質を向上させるため、国・教育委員会(都道府県・市町村)・学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善を推進する取組を実施する。

・業務改善加速のための実践研究

(業務改善に集中的に取り組むモデル自治体等において、各学校における勤務時間管理の徹底をはじめ、教員の業務の見直し、意識改革のための研修等、業務改善の取組を強力に推進)

・業務改善アドバイザーの派遣

・長時間勤務是正に向けた普及・啓発 等

義務教育諸学校等の体制の充実(チームとしての学校)及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算

(2019年度概算要求)

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定)
: 2019年度要求 **2,861人の定数改善(義務教育費国庫負担金)**

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革 2,861人増

○加配定数の改善: 2,615人増 ○基礎定数の改善: 246人増

- 学校における働き方改革
 - ・小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実
 - ・中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実
 - ・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
- 複雑化・困難化する教育課題への対応
 - ・貧困等に起因する学力課題の解消
 - ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備 (養護教諭、栄養教諭等)
 - ・統合校・小規模校への支援
- 平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連(通級による指導、日本語指導、初任者研修)の定数の増減



③ サポートスタッフ: 学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクール・サポート・スタッフの配置 2019年度要求・要望額: 17億円(5億円増)

○教員サポート 3,600人 (+600人)
○副校長・教頭サポート(新規) 400人

(主な業務内容) <教員補助>・学習プリント等の印刷、配布準備、授業準備の補助
<副校長等補助>・調査報告、電話・来客対応等の業務の一部を補助

中学校における部活動指導員の配置 2019年度要求・要望額: 13億円(8億円増)

○配置人数 12,000人 (主な業務内容)・部活動指導員は、部活動の顧問となることにより教員の負担を軽減 (+7,500人)

学校と地域との連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 2019年度要求・要望額: 78億円(17億円増)

- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
- ・組織的に継続できる「地域学校協働本部」の整備と地域学校協働活動推進員等の配置
- ・放課後子供教室や地域未来塾といった、幅広い地域住民・団体等の参画により行われる様々な個別の地域学校協働活動の総合化・ネットワーク化

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
- ・校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担。
- ・併せて、平成29年12月に策定した「学校における働き方改革に関する緊急対策」を踏まえ、業務改善を一層徹底。
- ・これらにより、学校における働き方改革を進め、教員は授業など子供への指導に一層専念。

② 資格等を有する専門スタッフ: 学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー 2019年度要求・要望額: 49億円(3.0億円増)

- 全公立小中学校への配置: 27,500校、うち週5日相談体制を実施: 200校
- うち小中学校の相談体制の連携促進 : 3,600中学校区→5,000中学校区
- 貧困・虐待対策のための重点加配 : 1,000校→1,500校 (主な業務内容)・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
 - ・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア 等



スクールソーシャルワーカー 2019年度要求・要望額: 20億円(4.9億円増)

- 配置数の増 : 7,547人→10,047人
- 貧困・虐待対策のための重点加配 : 1,000人→1,500人
- 質向上のためのスーパーバイザーの配置 : 47人
- (主な業務内容)・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整
 - ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

特別支援教育専門家等 2019年度要求・要望額: 19.1億円の内数

- 切れ目ない支援体制整備充実事業
 - ・就労支援コーディネーター(連携支援コーディネーターの1メニユー)
 - ・医療的ケアのための看護師: 1,500人→1,800人
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家: 348人

※上記の他、スクールロイヤー活用に向けた調査研究を実施。

教育サポート 2019年度要求・要望額: 31億円

○配置人数 7,700人 (主な業務内容)・補充学習、発展的な学習への対応 等

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（～2026年度までの8カ年計画）

2019年度要求・要望額

1兆5,200億円
(前年度予算額 1兆5,228億円)

学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化している状況の中、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実にを図る。

義務教育費国庫負担金：2019年度要求額 1兆5,200億円（対前年度▲28億円）

- ・教職員定数の改善 + 56億円 (+ 2,615人)
- ・基礎定数化に伴う当然増 + 5億円 (+ 246人)
- ・教職員定数の自然減 ▲62億円 (▲2,872人)
- ・教員給与の見直し + 1億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲28億円

※ 厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、**国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。**（2019要求は▲28億円の要求）

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数（784人）を別途要求（18億円）【復興特別会計】

教職員定数の改善

学校における働き方改革

2,000人«15,975人»

1. 学校の指導体制の充実 – 教員の持ちこみ数軽減による教育の質の向上 –

- ① 小学校専科指導の充実
新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増(小3～6:週1コマ相当)に対応し、質の高い英語教育を行うことのできる専科指導教員の確保
- ② 中学校生徒指導体制の強化
生徒指導専任の教員を充実し、授業準備等の充実にを図る

2. 学校の運営体制の強化

- ① 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)
400人«8,325人»
- ② 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 100人« 600人»

今後の教職員定数の見直し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見直しを策定**

区分	2019～2026	うち2019
定数改善 (a)	18,910	2,615
基礎化関連当然増 (b)	3,091	246
小計(a+b)	22,001	2,861
自然減 (c)	▲ 30,320	▲ 2,872
差し引き増減 (a + b + c)	▲ 8,319	▲ 11

※上記の他、平成29(2017)年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連の教職員定数の増減が発生する。2019年度における内訳は右記のとおり。

複雑化・困難化する教育課題への対応

【再掲を含む】 1,115人« 6,985人»

① いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

【再掲】500人«4,050人»
500人« 750人»

② 貧困等に起因する学力課題の解消

③ 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備

・養護教諭 ・栄養教諭等
40人«1,310人»
75人« 875人»

④ 統合校・小規模校への支援

・通級による指導 348人
・日本語指導 68人
・初任者研修 72人
・自然減等 ▲242人
計 246人

教員給与の見直し

① 管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)

② 部活動手当の支給要件の見直し (土日4時間程度を土日3時間程度に見直し)

多彩な人材の参画による学校の教育力向上 ～補習等のための指導員等派遣事業～

2019年度要求・要望額 61億円
(前年度予算額 48億円)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

2019年度概算要求額：31億円(対前年度同額)
＜7,700人＞

児童生徒一人一人にあらかじめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

【当該分野に知見のある人材】
(退職教職員や教師志望の大学生など)

1 児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組



2 学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



3 進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



4 その他(教師の指導力向上等)

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

(実施主体) 都道府県・指定都市
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

2019年度概算要求額：17億円 (+5億円) <3,000人→4,000人>

○教員サポート【拡充】<3,000人→3,600人> ○副校長・教頭サポート【新規】<400人>
教師がより児童生徒への指導や教材研究等に 副校長・教頭が学校のマネジメント等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図る。また、勤怠管理や調査報告、施設管理、電話、学習プリント等の印刷などを教師に代わって 話・来客対応等の副校長・教頭の業務の一部を行うサポートスタッフの配置を支援。

【地域の人材】

(卒業生の保護者など)

(元教職員、行政・企業事務経験者など)

※ 教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

(実施主体) 都道府県・指定都市 (負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

中学校における部活動指導員の配置

2019年度概算要求額：13億円(+8億円) <4,500人→12,000人>

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象※1に部活動指導員※2の配置を支援。【拡充】(1,500校→4,000校)

【指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材】

※1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
※2 学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

(実施主体) 学校設置者 (主に市町村)

(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 (指定都市：国1/3、指定都市2/3)

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と「働き方改革」を実現



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

スクールカウンセラー等活用事業

平成31年度概算要求額 4,873百万円
 (平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:27,500校

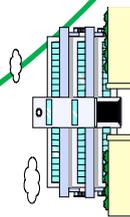
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,500校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成31年度概算要求額 1,978百万円
 (平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:10,000人

- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

<教育委員会等>



- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,500人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)

<家庭>

<福祉関連機関>



※()は前年度

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

背景説明

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じた、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、**法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める**。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】



目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。

事業内容 1

法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、**表例（裁判例等）を示しながら**、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える**授業モデルの構築や実践的な教材の開発**を行う。

事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について**弁護士に相談し法的アドバイスを受け**ることや、**弁護士による教員向けの研修会を受け**ること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、**いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているか**を弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、**いじめの防止、校務の効率化・負担軽減**を図る。

学校現場における業務改善加速事業

2019年度要求・要望額 121百万円
 (前年度予算額 104百万円)



文部科学省

■学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学省）や学校における業務改善等に係る取組の徹底に関する通知（平成30年2月9日付）等を踏まえ、教員自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備するため、業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定し、**業務改善の加速**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

- 重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置
- 県としての業務改善ポリシーの策定・指導助言**
- 管理職等の意識改革のための研修の実施**

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

- 自治体の業務改善ポリシーの策定**
- 業務改善の取組の実施**

- ・教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
- ・部活動に関する休養日の明確な設定
- ・時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

エビデンス
として蓄積

- 勤務状況の改善の成果を分析
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
- 成果を挙げたGPを管下全域に波及

※国立・私立学校も対象

業務改善アドバイザーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言
- 先進モデルの横展開
- 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

- 長時間勤務是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を醸成
- ・マネジメントフォーラムの開催
 - ・各種広報媒体等による普及啓発
 - ・実践事例集の作成 等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施



I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

● 学校の指導体制の充実－教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－

- ▶ 小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応））
- ▶ 中学校生徒指導体制の強化

・・・ +1,000人
 ・・・ +500人

● 学校の運営体制の強化－校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減－

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

・・・ +400人
 ・・・ +100人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+2,615人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進

・・・ 68.5億円 【SC:27,500校(+800校)】

【SSW:10,000人(+2,500人)】

● スクール・サポート・スタッフの配置

・・・ 17億円

【教員サポート:3,600人(+600人)】

【副校長・教頭サポート:400人（新規）】

※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポートや、

勤怠管理や調査報告、施設管理、電話来客対応等の副校長・教頭の業務の一部のサポート

● 中学校における部活動指導員の配置

・・・ 13億円

【12,000人(+7,500人)】

● 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進

・・・ 2.9億円

【3,100校】

● いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

・・・ 0.1億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



● 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣

・・・ 1.2億円

● 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進

・・・ 3.1億円

● 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実

・・・ 1.2億円

2. 教育課程の充実

(前年度予算額)	2,461百万円)
2019年度要求・要望額	2,911百万円

1. 要 旨

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進し、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 203百万円(258百万円)

学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。

○基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実 30百万円（新規）

読解力をはじめとする基礎学力をすべての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、基礎学力に課題を抱える児童生徒に対する効果的な取組等について調査研究を実施する。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 84百万円(69百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○理数教育の充実のための総合的な支援等 2,291百万円(1,891百万円)

観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実を行う。

○現代的課題に対応した教育の充実等 130百万円(113百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施する。

【(参考：復興特別会計)放射線副読本の普及(58百万円)】

○特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】
146百万円(104百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】
26百万円(26百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

教育課程の充実

2019年度要求・要望額 2,911百万円
(前年度予算額 2,461百万円)



文部科学省

<概要>

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、**学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進。**

現代的課題に対応した教育の充実等

< 2019年度要求・要望額：130百万円 >

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施。
【（参考：復興特別会計）放射線副読本の普及（58百万円）】

理数教育の充実のための総合的な支援等

< 2019年度要求・要望額：2,291百万円 >

観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実。

次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

< 2019年度要求・要望額：84百万円 >

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施。

基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実

< 2019年度要求・要望額：300百万円(新規) >

読解力をはじめとする基礎学力をすべての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、基礎学力に課題を抱える児童生徒に対する効果的な取組等について調査研究を実施する。

新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進

< 2019年度要求・要望額：203百万円 >

教科等の本質的な学びを踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善の推進

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、不断の授業改善を図るための実践的な調査研究を行い、効果的な学習・指導方法の開発、優れた授業実践や校内研修の実施に取り組み、その成果の普及を図る。

高等学校における総合的な学習の時間の抜本的改善・充実

新学習指導要領における高等学校の「総合的な探究の時間」が各学校において円滑に行われるよう、育成すべき資質・能力を確実に身に付けるために必要な教材の開発などの調査研究を行い、学校における指導の抜本的改善・充実。

初等中等教育の教育課程の一層の充実

3. 情報教育・外国語教育の充実

(前年度予算額	2,247百万円)
2019年度要求・要望額	3,808百万円

1. 要 旨

新学習指導要領を踏まえた「情報活用能力」の育成、特に小学校プログラミング教育の円滑な実施や情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。また、児童生徒の学びの維持・充実を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業など、教育の情報化を推進する。さらに、小・中・高等学校を通じた英語教育強化のための条件整備等を行うとともに、グローバル人材育成のため、高等学校等における質の高いカリキュラムの開発・実践を支援する。

2. 内 容

(1) 次世代の教育情報化推進事業 128百万円(108百万円)

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けた教科等横断的で体系的なカリキュラム・マネジメントや、ICTの効果的な活用の事例の創出・普及を目指す。また、必修となった小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け、指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等を実施する。さらに、新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の研修用教材の開発を行う。

(2) 情報モラル教育推進事業 63百万円(20百万円)

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じている中で、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。

(3) 遠隔教育システム導入実証研究事業 52百万円(52百万円)

多様な学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。

(4) 統合型校務支援システム導入実証研究事業(再掲) 311百万円(311百万円)

教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証事業を行う。

(5) 次世代学校支援モデル構築事業 119百万円(119百万円)

児童生徒が学習用コンピュータ等を活用した際の学習履歴等と、教員が校務事務で入力したデータ等を連携・活用して、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等を行うことを目

的とした実証研究を行う。(総務省と連携)

(6) ICTを活用した教育推進自治体応援事業 78百万円(29百万円)

ICT環境の整備・充実等を図る取組を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の把握や学校におけるICT活用の健康面への影響に関する調査研究を実施し、その成果を全国の教育関係者に普及することにより、自治体における教育の情報化の推進を支援する。

(7) 教育用コンテンツ奨励事業 13百万円(13百万円)

教育に利用される映像等の教育用コンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

(8) 学校における未来型教育テクノロジーの効果的な活用に向けた開発・実証研究事業(後掲) 700百万円(新規)

「公正に個別最適化された学び」等の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる未来型教育テクノロジーの開発・実証を行う。

(9) 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究(後掲) 50百万円(新規)

Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、園内環境や幼児行動、教師の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための取組を推進する。

(10) デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究 36百万円(14百万円)

デジタル教科書の制度化に伴い、その使用による教育上の効果・影響を把握・検証するための実証研究を行う。

(11) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業等 1,185百万円(737百万円)

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、新学習指導要領の全面実施に向けた教材配布等の条件整備、生徒の発信力強化のための指導力向上事業や民間機関と連携した効果的なICT活用促進事業等を行う。

- ・新たな外国語教育に対応した条件整備事業
- ・中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究
- ・生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業
- ・小学校外国語教科化に対応した外部人材活用促進等のための講習の実施
- ・グローバル化に対応した外国語教育推進事業
- ・民間機関を活用した小学校英語の効果的な指導法等の開発及び成果普及事業
- ・英語4技能育成のためのICT活用普及促進事業(新規)

(12) スーパーグローバルハイスクール 506百万円(843百万円)

質の高いカリキュラム開発・実践を支援するとともに、引き続き事業検証を実施し、成果の普及を図る。

- ・ 指定校数：67校
- ・ 事業検証の実施

(13) WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業 (再掲) 167百万円(新規)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニングネットワークの形成により、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムにおける拠点校を目指した取組を実施。(拠点校数：10校程度)。

(14) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 (再掲) 400百万円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。



趣旨

全国の小・中・高等学校において新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、優れた指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等の支援策を講じる。
とりわけ、新たに必修化された**小学校におけるプログラミング教育**の推進に重点的に取り組む。

新学習指導要領

(小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 平成29年3月31日公示、高等学校学習指導要領 平成30年3月30日公示)

➤ 「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「教科横断的な視点から教育課程の編成を図り、育成していく」

2

「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る」

➤ 小学校においては、「児童が**プログラミング**を体験しながら、**コンピュータ**に意図した処理を行わせるための必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を、「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施する」

➤ 高等学校情報科については、共通必修教科目「**情報Ⅰ**」を新設し、全ての生徒が、**プログラミング**、**ネットワーク**(情報セキュリティを含む)や**データベース**の基礎等について学ぶよう改訂・充実する。
➤ 発展的な内容の「**情報Ⅱ**」を新設し、データサイエンスや情報システムの設計等について取り扱う

小学校 2020年度から全面実施
中学校 2021年度から全面実施
高等学校 2022年度から学年進行で実施

○新学習指導要領の趣旨の実現に向けた情報教育及びICT活用の推進に関する調査研究

新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、推進校における実践研究を通じた優れた事例及びモデルの創出を目指す

- ① 情報活用能力を育む教科横断的で体系的なカリキュラム・マネジメント事例 (GP) の創出
- ② 「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング) を実現するICTを効果的に活用した指導事例 (GP) の創出



○小学校プログラミング教育支援推進事業

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けて、指導事例の創出・普及や研修充実のための教材開発等を実施

- ① 全国の小学校において参考となる、新学習指導要領の趣旨を踏まえた**プログラミング教育の指導事例 (GP)** の創出と普及
- ② 各小学校の校内研修において活用できる**教員研修用教材** (映像教材やeラーニング教材) を発展・充実
- ③ 地域の研修リーダーとなる教員等を対象とした**セミナーの実施**

正三角形を正しくかくためのプログラム



「未来の学びコンソーシアム」と連携
・創出された指導事例等を全国の小学校への情報提供(コンソーシアムのポータルサイトを通じて発信)

○新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の指導力向上

情報科担当教員を対象とした都道府県等の研修でも活用できる教員研修用教材の作成・配布

未来投資戦略2018【抜粋】
(平成30年6月15日閣議決定)

・平成32年度から全ての小学校で**プログラミング教育**を効果的に実施するために、来年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、**未来の学びコンソーシアム**の活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。
・AI活用のための基礎的な素養を身に付けさせるため(略)、**学習指導要領の改訂**を全国の学校現場で着実に実現する。このため、eラーニング等による効果的な教員の研修や教材の充実、外部人材の活用等に取り組む。

データサイエンス、プログラミング、サイバーセキュリティなどの最新の情報技術の知識や、新学習指導要領に対応した指導方法等に関する研修について、各都道府県教育委員会等の計画的な実施を支援

情報モラル教育推進事業

2019年度要求・要望額 63百万円
(前年度予算額 20百万円)



文部科学省

趣旨

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要である。指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階等に応じて、情報モラル教育の着実な実施を図る。

【子供たちを取り巻く状況】

- 高校生の95.9%、中学生の58.1%、小学生（満10歳以上）の29.9%がスマートフォンを所有
- 高校生の74.2%、中学生の56.7%、小学生の33.4%がインターネット1日（平日）に2時間以上利用

（内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）

- SNS等で被害にあった子供の数は増加傾向が継続し、平成29年度に1,813人で過去最多
- 警察庁「平成29年度におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」

- 若年層が不正アクセス等の加害者となる事案も発生

【学習指導要領の改訂】

- 新学習指導要領においても従前に引き続き情報モラルの育成を重視
- 学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達の段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づき情報モラルを身に付けさせることを強調

【SNS等に起因する犯罪被害の防止】

- 座間市における事件をふまえて、学校教育では「情報モラル教育に関する教師用指導資料を改訂し配布するとともに、児童生徒向け啓発資料を作成するなど、学校における情報モラル教育の充実を図る。」
- 「座間市における事件の再発防止策について」平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係関係協議（抜粋）

1. 情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善（委託）24百万円

平成27年度に作成した指導資料（動画教材を含む。）について、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化、最新のトラブルや被害の状況等を踏まえて、内容の改善・充実を図る。

主な改善点

- 低年齢層（小1～4年生）に対応した指導資料や動画教材を作成
- 実践校の調査研究をもとにモデル指導案等を作成
- ネット依存・ネット被害やSNS等におけるトラブルに係る内容の充実、その他最新の状況・動向の反映



2. 児童生徒向け啓発資料の作成・配布（委託）30百万円

携帯電話・スマートフォンやSNSを適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。



3. 情報モラル教育指導者セミナーの開催（委託）9百万円

学校における今日的課題を踏まえた情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めたセミナーを実施する。

学校ICT環境整備促進実証研究事業

2019年度要求・要望額 363百万円
(前年度予算額 363百万円)



文部科学省

教員の長時間勤務が喫緊の課題となっている中で、「統合型校務支援システム」の効率的な導入を促進することにより、全国の学校における校務の情報化を通じて教員の長時間勤務の改善に資する。

- ・ 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。
- ・ 「統合型校務支援システム」導入による勤務時間削減効果：大阪市（26年度）224時間/年（クラス担任）、北海道（27年度）：117時間/年

事業概要

また、多様性のある学習や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習（※）の実現に資するため、遠隔教育システムの活用を促進する。

※ A L T を活用した外国語指導、特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導の充実など

1. 統合型校務支援システム導入実証研究事業（委託）311百万円

教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証事業を行う。



複数の市区町村が統合型校務支援システムを共同利用

2. 遠隔教育システム導入実証研究事業（委託）520百万円

多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。



<中央教育審議会特別部会 中間まとめ>

【H29.12.22】

統合型校務支援システムの導入により、（略）業務の電子化による効率化などを図る（略）ことが必要である。その際、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが重要である。

<第3期教育振興基本計画 答申>

【H30.3.8】

- 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上・教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。

<規制改革実施計画>

【H29.6.9】

遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の一層の質の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い観点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。

次世代学校支援モデル構築事業

2019年度要求・要望額 119百万円
(前年度予算額 119百万円)

文部科学省

事業概要

児童生徒が学習用コンピュータ等を活用した際の学習履歴等と、教員が校務事務で入力したデータ等を連携・活用して、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等を図ることを目的とした実証研究を行い、データ活用の在り方の検討やデータに基づいた学校運営等の有効性等を検証する。

※ 本事業は総務省と連携して実施（文部科学省は学校におけるデータ活用方策等について検証し、総務省は情報セキュリティを確保することを前提としたシステム要件等の技術的な課題について検証）
 ※ 統合型校務支援システムの活用を想定
 （同システムは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。）

背景

- ・新学習指導要領においては、児童生徒が、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICTを活用して、個に応じた指導の充実を図ることとされている。
 - ・一方で、日々の学習記録等は紙で記録されており、個に応じた指導の充実に向けた、学校全体でのデータの共有や有効活用が行われていない。
- ⇒ 教員による学習指導・生徒指導等にはつきがある

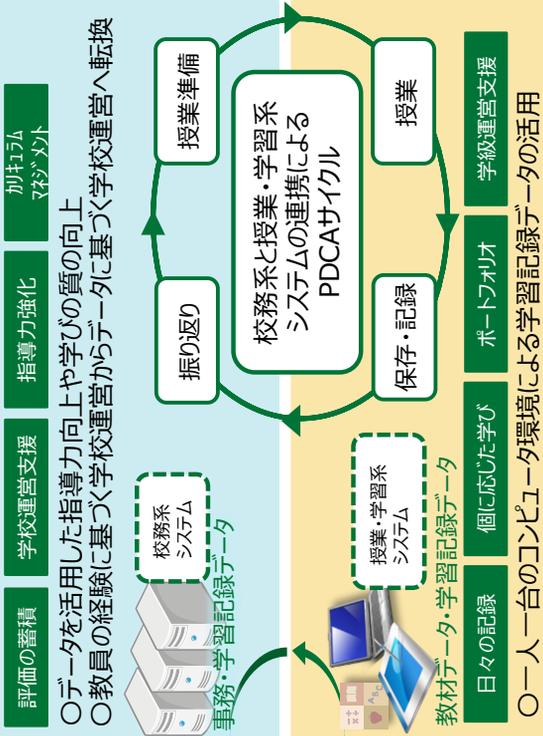
実証校におけるねらい

データに基づいた学習指導・生徒指導の質の向上、学級・学校運営の改善等を実現
 （学習記録データ等の可視化・共有・分析等を行い、「児童生徒自身の振り返り」、「学級・教科担任の個に応じたきめ細やかな指導の実現」、「学校全体の運営改善」、「教育委員会における政策立案」等に活用）

実証成果の普及

データに基づいた学校運営等の手法・効果をまとめ、各教育委員会及び学校へ展開

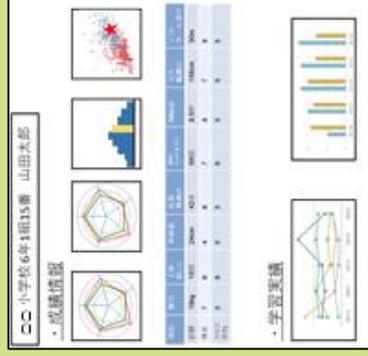
職員室



教室



セキュアな環境下で分析データを表示し、
教員が日々の学習指導・生徒指導に活用



ICTを活用した教育推進自治体応援事業

2019年度要求・要望額 78百万円
(前年度予算額 29百万円)



文部科学省

背景

ICTを活用した教育の取組に地域間で差異が生じているため、自治体の状況に応じた支援を行うことが重要。

目的

1. 「ICT活用教育アドバイザー」の派遣により、ICT環境の整備・充実等を図る取組を支援
2. 情報活用能力調査や授業におけるICT活用の健康面への影響に関する調査を実施し、その成果を全国の教育関係者に普及することにより、自治体における教育の情報化の推進を支援

1. ICT活用教育アドバイザー派遣事業 (委託事業：平成27年度より実施)

ICT環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じて「ICT活用教育アドバイザー」を派遣

【30地域へ派遣】

※H27:31地域、H28:46地域、H29:48地域、H30:30地域

ICTを活用した教育の推進計画やICT環境整備計画の策定等について
の留意事項等の助言を実施。

事例を集約し、教育委員会担当者の参考となる実践的なマニュアルを
作成し、全国の自治体へ配布。

ICT環境整備計画の策定等、自治体における教育の情報化の
契機となる。



2. 教育の情報化の推進に関する調査研究

児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

児童生徒の情報活用能力(情報及び情報活用技術を適切かつ効果的に活用し、問題解決等を行うために必要な力)を客観的に測定し、我が国における情報活用能力の現状を把握するための調査研究を実施。

○第3期教育振興基本計画(2018年度～2022年度)
5. 教育政策推進のための基盤を整備する
目標(17)ICT利活用のための基盤の整備
初等中等教育段階について、①必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(情報活用能力)の育成およびこれを支えるICTの基本的な操作スキルの習得(中略)に取り組む。
(参考指標)・児童生徒の情報活用能力

ICT活用による健康面への影響に関する調査研究

学校におけるタブレットPC等の情報機器の使用による、児童生徒の健康面への影響及びその対応策に関する調査研究を実施。

学校ICT環境整備の促進、児童生徒の情報活用能力の向上等を目指す

デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

2019年度要求・要望額 36百万円
(前年度予算額 14百万円)



文部科学省

背景

- 平成31年度から、必要に応じ、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなるが、デジタル教科書の使用が**プラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得る**ことなどから、段階的にその導入を進める。
- 今後、**デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証**し、その成果等を踏まえながら、**デジタル教科書の在り方について検討**していくことが必要。

目的

- デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関する**ガイドラインの改善に向けた検討**や、**デジタル教科書の在り方の検討**に資する。
- 「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの**授業改善**や**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**に資するよう**デジタル教科書の活用の普及**。

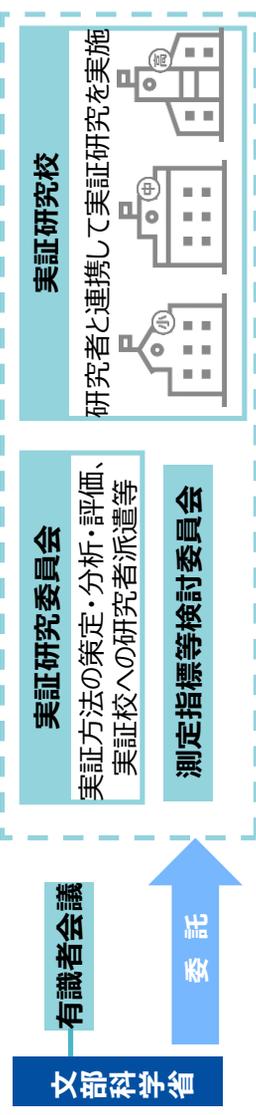
事業内容

- デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、平成30年度に策定予定の「デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を踏まえつつ、実証研究を行う。
- 実証研究においては、教科や学校種等の違いを考慮するとともに、中長期的な効果・影響等について調査・分析を行う。

主な研究内容

- ① 学力
 - ② 学習態度
 - ③ 教師・児童生徒の意識
 - ④ 健康面の影響
- 等

実施体制



小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

2019年度要求・要望額 1,185百万円
 (前年度予算額 737百万円)



文部科学省

事業概要と背景

「教育再生実行会議第三次提言」（平成25年5月28日）、文部科学省が提言した「グローバル化に対応した英語教育改革実行計画」（平成25年12月）等を踏まえ実施してきた本事業について、平成29年3月及び平成30年3月に公示された新学習指導要領、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日）等を踏まえ、外国語教育の更なる強化を図る。

**民間機関や外部人材の活用
 による英語教育強化**

○小学校外国語教科化に対応した外部人材活用促進等のための講習の実施
 101百万円 (70百万円)

特別免許状等を利用した外部人材の活用促進のため、外部人材による質の高い指導が可能な講習の実施を大学等に委託。小学校教員の中学校英語免許状取得を促進。

○民間機関を活用した小学校英語の効果的な指導法等の開発及び成果普及事業
 27百万円 (30百万円)

新学習指導要領への円滑な実施に向けて、民間機関を活用し、国が作成した新教材及びICT教材を使用した効果的な指導法等の開発を行い、その成果を全国に普及する。

○英語4技能育成のためのICT活用普及促進事業
 250百万円【新規】

新学習指導要領への全面実施に向けて、自治体が民間機関と連携し、効果的なICTの活用法について、各地域の実態に適した様々な事例を創出し、全国各地に普及する。

**教師の指導力向上や条件
 整備による英語教育強化**

○新たな外国語教育に対応した条件整備事業
 302百万円 (316百万円)

新学習指導要領への移行期間中に指導内容が追加される中学校英語について、教科書に準拠した補助教材を作成し、生徒に配布する。また、小学校3・4年生で使用する教材の整備等について引き続き実施する。

○生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業
 465百万円 (277百万円)

中・高等学校の生徒の英語の発信力向上のため、英語科教師を対象にオンライン・オフラインを融合した研修を実施し、教師の英語指導力の更なる向上を図る。



**先進的な取組支援・成果
 普及による英語教育強化**

○中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究
 32百万円 (35百万円)

先進的な指導・評価方法、ICT教材、ALTの活用等、授業実践を通じたエビデンスベースの実証研究を実施し、指導改善に活用する。

○グローバル化に対応した外国語教育推進事業 7百万円(8百万円)

英語以外の外国語について、新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を実施。(英語以外の外国語：中、韓・朝、仏、独、西、露等)

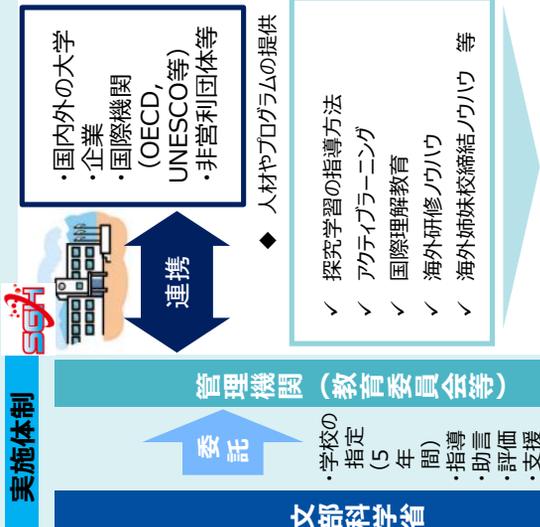
	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)
新学習指導要領全面実施に向けてのスケジュール	小・中学校移行措置・先行実施	小・中学校移行措置・先行実施	小学校全面実施 中学校移行措置先行実施 高等学校先行実施	中学校全面実施 高等学校先行実施	高等学校学年進行で実施

○生徒の英語力、教師の英語指導力向上 → 新学習指導要領の円滑な実施 → 更なる生徒の英語力向上

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

実施体制



◆ 他的高等学校や小・中高校へ成果を普及

事業概要

- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立私立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）
- ◆ 指定期間：原則5年間
- ◆ 指定校数：継続校67校（2015年度指定56校、2016年度指定11校：国8校、公39校、私20校）

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 企業や海外の高校・大学等と連携した国内外研修
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート

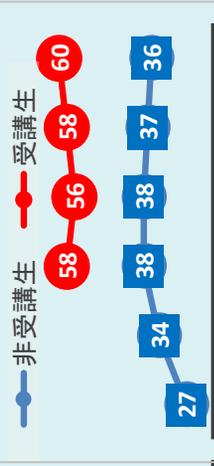


2017年度スーパーグローバルハイスクール国際会議
SGH Global Meeting in Amsterdam

成果

- ① 減少傾向にあった「課題研究に関する国外研修参加者数」は、SGHが開始された2014年度から着実に増加している。
- ② 「SGH受講生の卒業時のCEFR B1～B2レベル」（英検2級～準1級程度）は、SGH開始時から1.3ポイント向上し、非受講生との差異は、1.1ポイントから2.4ポイントへと2倍以上に拡大している。
- ③ 「将来留学や国際キャリアをめざす生徒の比率」について、SGH受講生は6割に達する（日本企業の新入社員海外赴任希望者の4割*（2017））を反転する高比率）のに対し、非受講生は、4割弱でありグローバル化に逆行した漸減傾向がみられる。

* 学校法人産業能率大学（東京都世田谷区）による「第7回新入社員グローバル意識調査」<http://www.sanno.ac.jp/research/global2017.html>



① 課題研究に関する国外研修参加平均人数

② 卒業時生徒のCEFR B1～B2レベル比率 (%)

③ 将来留学・国際キャリアをめざす比率 (%)

出所：SGH事業検証に関する有識者会議中間まとめ（2018年7月25日）より

4. 道徳教育の充実

(前年度予算額	3,524百万円)
2019年度要求・要望額	4,218百万円

1. 要 旨

2015年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの小・中学校における道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。また、高等学校の道徳教育においても、2018年3月に公示した高等学校学習指導要領において充実を図った。

本改正は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、これらを踏まえた道徳の指導が着実に実施されるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた教員の指導力向上を図る。さらに、「親子道徳の日」といった学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,218百万円(3,524百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

小・中学校における道徳科及び高等学校における道徳教育の効果的な指導方法や、道徳科の評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

道徳教育の抜本的改善・充実

2019年度要求・要望額 4,218百万円
(前年度予算額 3,524百万円)



文部科学省

背景

- 2013年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
— いじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告—「特別の教科 道徳」(仮称)の設置等について提言
- 2014年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
- 10月 中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
—「特別の教科 道徳」(仮称)に係る学習指導要領の具体的な在り方等について提言
- 2015年 3月 学習指導要領の一部改正等 (2015年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。)
- 2018年 3月 新高等学校学習指導要領公示
- 2018年 4月 小学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 2019年 4月 中学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 高等学校において新学習指導要領(道徳教育関係)が実施

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

小・中学校における「特別の教科 道徳」(道徳科)及び高等学校における道徳教育の効果的な指導方法や、道徳科の評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

②道徳教育アークライプの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アークライプ」の充実を図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

2. 道徳科の教科書の無償給与(小・中学校分)

2018年度から使用する小学校及び2019年度から使用する中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

5. いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,397百万円)

2019年度要求・要望額 7,524百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」、教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置拡充等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,458百万円 (6,360百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

7,240百万円 (6,144百万円)

① スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

・ スクールカウンセラー配置の増(26,700校→27,500校(全公立小中学校へ配置))

【公立中学校：10,000校】

・ 通常配置(4,800校)に加え、小中連携型配置の拡充(3,600校→5,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。

・ 生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制(200校)を実施。

【公立小学校：17,500校】

・ 通常配置(7,500校)に加え、小中連携型配置の拡充(7,200校→10,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。

・ 貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校→1,500校)

・ 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)等

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

H31:27,500校 (H30:26,700校)

(ニッポン一億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（7,500人→10,000人）
- ・高等学校のための配置（47人）
- ・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,500人）
- ・スーパーバイザー（47人）の配置 等

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置
H31:10,000人（H30:7,500人）
（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

③24時間子供SOSダイヤル

- ・いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組（67地域）〔補助率 1 / 3〕
- ・外部専門家を活用して学校を支援する取組（67地域）〔補助率 1 / 3〕
- ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等（5地域）への支援〔補助率 1 / 3〕
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化（現状把握や現地支援を行うための職員派遣）

⑤SNS等を活用した相談事業〔補助率 定額〕

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図る。

- ・相談体制構築のための立ち上げ・準備経費（5地域）
- ・相談の実証事業経費【新規】（30地域）

（2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 190百万円（190百万円）

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
- ④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

等

《関連施策》

- 教職員定数の改善
(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 500人)
- 道徳教育の抜本的改善・充実等
- 教員研修の充実 ((独) 教職員支援機構によるいじめの問題に関する指導者養成)
 - ・(独) 教職員支援機構において、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修を実施

◆ 夜間中学における就学機会の提供推進 66百万円(36百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

(参考：復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,392百万円(2,450百万円)

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

2019年度要求・要望額 7,458百万円
(前年度予算額 6,360百万円)

文庫科学館

「ニッポンー徳総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等） 7,240百万円（6,144百万円）

① スクールカウンセラーの配置拡充

- ・スクールカウンセラーの配置の増（26,700校→27,500校）
〔全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施〕
- ・全公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,500校）
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

② スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（7,500人→10,000人）
- ・高等学校のための配置（47人）
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,500人）
- ・「スポーバ」が（47人）の配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



連携促進

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
（ニッポンー徳総活躍プラン等）

H31:27,500校

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（約1万人）に配置
（ニッポンー徳総活躍プラン等）

H31:10,000人

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決

に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者の立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットバトル等への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化
（現状調査や現地支援を行うため職員を派遣）

SNS等を活用した相談事業

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備経費を支援（5箇所）するとともに、SNS等を活用した相談の実証事業を支援（30箇所）する。

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 190百万円（190百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（2箇所）

- ・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCIによる悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

② 脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究（1箇所）

- ・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③ 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究（1箇所）

- ・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④ いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究（3箇所）

- ・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究（1箇所）

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校、関係機関との連携方策について検証するための調査研究

⑥ 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究（24箇所）

- ・教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

■ 【関連施策】

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、500人の定数改善を要求。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材の作成への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

スクールカウンセラー等活用事業

平成31年度概算要求額 4,873百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:27,500校

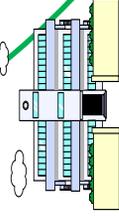
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員(養護教諭等)＞



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,500校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成31年度概算要求額 1,978百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成31年度:10,000人

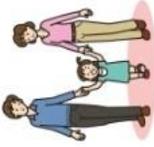
- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

＜教育委員会等＞



- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,500人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)

＜家庭＞



＜福祉関連機関＞



※()は前年度

SNS等を活用した相談事業

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになってきている。

(参考)

H29年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (H30.7総務省情報通信政策研究所調査)
10代: 携帯通話0.6分、固定通話0.3分、ネット通話4.0分、ソーシャルメディア利用54.0分、メール利用17.8分

<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備 に対する支援

② SNS等を活用した相談の実証事業に対する支援

4

①実施主体: 原則、都道府県・指定都市

※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。

- 事業内容: 児童生徒への普及の実現可能性や児童生徒の活用しやすい、相談受付後の効果的な対応方法を勘案し、SNSやアプリ等を通じた相談を実施。

・相談対象者 : 原則、児童生徒

・相談受付時間: 児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前や日曜日など地方公共団体が設定。

- 実施箇所: ① 5箇所(30年度予算: 5箇所、29年度補正予算: 20箇所)

※相談体制が構築されていない自治体に限る。

② 30箇所(新規)

- 補助形態: ① 立ち上げ・準備経費

② 相談の実証事業経費

定額補助 (上限1,000万円)

定額補助



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

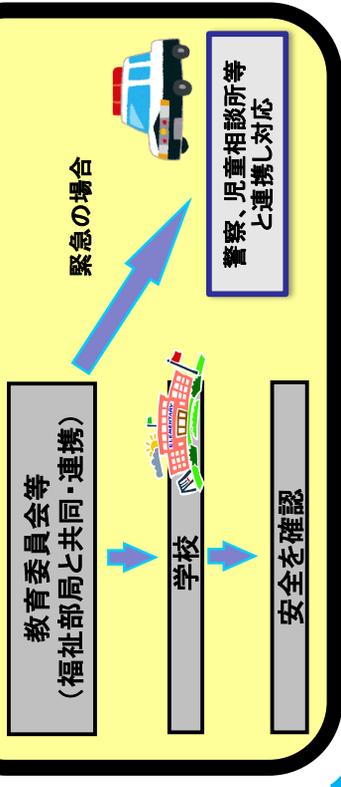
2019年度要求・要望額 350百万円
(前年度予算額: 50百万円 29年度補正予算額: 200百万円)

文部科学省

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例)自殺をほめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

2019年度要求・要望額 10百万円
(前年度予算額 10百万円)



文部科学省

背景説明

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等**、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、**法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める**。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】



目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基つき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、**いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備**に関する調査研究を実施する。



事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、**実例（裁判例等）を示しながら**、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える**授業モデルの構築や実践的な教材の開発**を行う。



事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について**弁護士に相談し法的アドバイスを受けること**や、**弁護士による教員向けの研修会を受けること**等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。



事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、**いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているか**を弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、**いじめの防止、校務の効率化・負担軽減**を図る。

期待される効果

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

2019年度要求・要望額 155百万円
(前年度予算額 155百万円)



背景

- 不登校児童生徒数は4年連続増加（平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約13万4千人）
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様な教育機会の確保が重要**

事業内容 1

教育支援センター・民間団体における支援体制の整備

教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、学校以外の場における不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援するための体制の整備に向けた実践研究（22箇所）

- ① 教育支援センター等の新規設置促進
- ② 教育支援センターにおける機能の拡充
- ③ 訪問型支援やICT教材等を活用した支援のための支援員等の配置
- ④ 教育委員会と民間団体等との連携による支援の実施（民間団体に通う子供に対する訪問型支援の実施等）
- ⑤ 学習活動への経済的支援



事業内容 2

民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究

不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究（2箇所）

平成30年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、フリースクール等がその特色・自主性を損なわずに量的拡充と地域偏在の解消が図られるよう、

- ① 民間団体の相互評価の実施
- ② 中間支援組織の設置促進・機能充実
- ③ 効果的な官民連携の在り方について調査研究を行う



期待される効果

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、**学校や教育行政機関はもとより、フリースクールを運営する民間団体等とも連携する体制が構築されることで、不登校児童生徒に対する経済面・学習面の支援を通じた、きめ細かな支援体制の整備等が促進される。**

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度要求・要望額 66百万円
(前年度予算額 36百万円)



文部科学省

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



目的・目標

- 教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、
- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
 - ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

＜設置促進＞

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

約4百万円（1か所あたり約50万円）
教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

約15百万円（1か所あたり約250万円）
夜間中学新設準備に伴う二ーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。【拡充】

＜広報活動＞

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

＜教育活動の充実＞

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究

約24百万円（1か所あたり約88万円）
夜間中学に通う生徒の実態等を把握し、円滑に教育活動を実施するために必要な経済的支援の在り方を検証。【新規】

＜受け入れる生徒の拡大＞

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

約16百万円（1か所あたり約60万円）
義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図るために必要な環境整備の在り方を検証。【拡充】

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

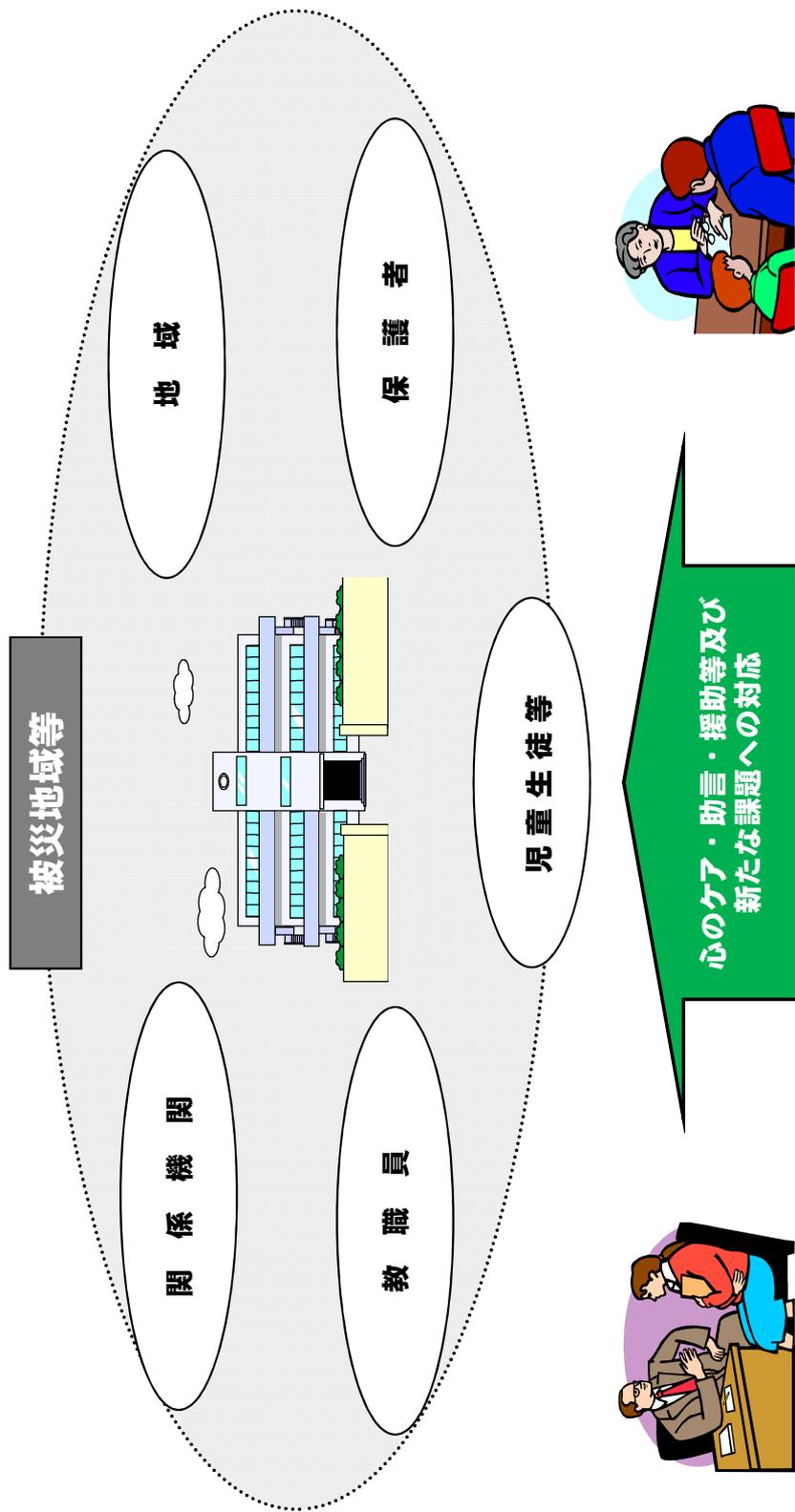
成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれていない事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

緊急スクールカウンセラー等活用事業

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

6. 子供の体験活動の推進

(前年度予算額)	101百万円)
2019年度要求・要望額	152百万円

1. 要 旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 150百万円(99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(520校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(181地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

(2) 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

3百万円(3百万円)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援〔補助率1/3〕

子供の体験活動の推進

2019年度要求・要望額 152百万円
 (前年度予算額 101百万円)

※百万円未満は端数処理をしているため合計と一致しない



文部科学省

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進
 平成31年度概算要求額 150百万円
 (「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)



1. 事業内容
 - (1) 宿泊体験事業
 - ①小学校、中学校、高等学校等における取組 (520校)
 学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。
 - ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (181地域)
 ア 教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。
 イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。
 - ③教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (134地域)
 教育委員会が主催する教育支援センター(適応指導教室)等における取組に対する事業費の補助。



2. 補助事業者 都道府県・市区町村
3. 補助率 1 / 3

ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究
 平成31年度概算要求額 300万円
 (「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部)

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニキュアルを開発する。

体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置 (関連施策)

■補習等のための指導員等派遣事業
 平成31年度概算要求額 3,072 百万円の内数

1. 事業内容
 公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。



2. 補助事業者 都道府県・政令指定都市
 (市区町村は間接補助)
3. 補助率 1 / 3